

香川労働局発表
令和5年11月10日

報道関係者 各位

担	香川労働局労働基準部 監督課長 小林 弦太 専門監督官 三津 直史 (電話) 087-811-8918 (夜間) 087-811-8926
当	https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

2024年4月の改正労働基準法の適用に先立ち
「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施します
～ 荷主への訪問は初 / 香川労働局、香川運輸支局、四国経済産業局の合同訪問は初 ～

香川労働局（局長 くりお やすかず 栗尾 保和）では、毎年11月の「過労死等防止啓発月間」における過重労働解消キャンペーンの一環として、香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、他の企業の参考とするため、当該企業の取組事例を広く紹介する取組を行っています。

2024年4月から改正労働基準法などが適用されるトラック運転者の長時間労働の要因の中には、長時間の荷待ちなど個々の運送業の事業主だけでは改善することが困難な部分も多くあり、荷主の能動的な対応が必要不可欠となっています。

こうしたことから、本年度は、荷主としてトラック運転手の労働時間削減に積極的に取り組んでいる企業を訪問します。

■実施日時 令和5年11月24日（金） 10:00～11:30（目途）

■訪問先 帝國製薬株式会社（所在地：東かがわ市三本松 567 番地）

■内容 香川労働局、香川運輸支局、四国経済産業局が荷主企業である帝國製薬（株）を訪問し、運送業者である日本通運（株）四国支店も交えて意見交換を行います。

■当日の取材希望

現地での同行取材ができますので、取材を希望される場合は、**令和5年11月22日（水）15:00**までに上記担当まで連絡をお願いします。（取材に来られる方は入場手続きや駐車場所など、取材時は訪問先の指示に従ってください）

【参考】

- ・労働基準法等の改正により、同法に基づく上限時間を超える長時間労働が禁止になるなど、労働時間や拘束時間等に関する改正規定が2024年4月から適用されます。
- ・今後、荷の配送を依頼しようとしてもこれらの上限時間を超える場合はそれができなくなるだけでなく、なによりも道路貨物運送業は他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等に係る脳・心臓疾患の労災認定事案の発生が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正を積極的に進める必要があります。

【添付資料】

- 「過労死等防止啓発月間」の取組概要

「過労死等防止啓発月間」の取組概要（既発表）

1 周知・啓発

① 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等について国民への啓発を行うため、47都道府県48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催します（厚生労働省委託事業。無料でどなたでも参加できます。）。

香川会場では、過労死ゼロを目指し、有識者や企業、過労死をされた方のご遺族にご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策等についてご講演いただきます。

- 実施日時 : 11月10日（金）14:00 から 16:30
- 開催場所 : かがわ国際会議場（高松シンボルタワー タワー棟6階）
- 内 容 : 企業からの取り組み事例発表、基調講演、過労死遺族の声など

② ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発を実施します

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン

① 経営者団体、労働組合等に対して要請します

県下の主要な経営者団体、労働組合等に対し傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等に向けた取組が実施されるよう、文書要請をします。

② 香川労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します。

③ 重点的な監督指導を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

④ 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

11月1日（水）から11月7日（火）（11月4日（土）、11月5日（日）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、香川労働局・各労働基準監督署の相談窓口において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます（11月3日は「過重労働解消相談ダイヤル」による受付）。

また、11月3日（金・祝）を特別労働相談受付日とし、「**過重労働解消相談ダイヤル（無料）**」を設置し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、**労働基準監督官**が相談に対応します（四国ブロックは香川労働局で実施）。

「過重労働解消相談ダイヤル（無料）」

- 受付日時 : 令和5年11月3日（金）9:00 から 17:00
- フリーダイヤル : 0120 - 794 - 713

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンライン開催等により「過重労働解消のためのセミナー」（厚生労働省委託事業）を実施します（無料でどなたでも参加できます。）。